

お客さま各位

川崎信用金庫

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融界は、政府で閣議決定されました約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら 2026 年度末までに手形・小切手機能の全面的な電子化を目指しております。本件に伴う当金庫の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の入金及び振込の受付を終了いたします

【他行を支払地とする手形・小切手】2026 年 9 月 30 日（水）をもちまして受付終了

【当金庫を支払地とする手形・小切手】2027 年 3 月 30 日（火）をもちまして受付終了

（振出日が 2026 年 9 月 30 日（水）以前のものに限りです）

2026 年 9 月 30 日（水）をもちまして、他行を支払地とする手形・小切手の入金及び振込の受付を終了いたします。

また、2027 年 3 月 30 日（火）をもちまして当金庫を支払地とする手形・小切手の入金及び振込の受付を終了いたします（振出日が 2026 年 9 月 30 日（水）以前のものに限りです）。

※入金先の口座は、当座預金の他、普通預金や定期性預金等、全ての種類の預金口座となります。

※支払地が他行の手形・小切手について、当該金融機関の最終振出期限を確認の上で、入金等をご依頼ください。

最終振出期限を経過している場合、当金庫で入金等の受付をした場合においても、振出金融機関で決済されない可能性があります（取立受付についても同様となります）。

2. 手形・小切手の最終振出期限を設定いたします

【最終振出期限】2026 年 9 月 30 日（水）

最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払いができません。

※お客さまご自身による現金支払、振替支払につきましては、振出期限にかかわらずご使用頂けます。

3. 紙媒体の手形割引のお取扱いを終了いたします

【最終実行日】2026 年 9 月 30 日（水）

紙媒体の手形割引の最終実行日を 2026 年 9 月 30 日（水）といたします（支払期日が 2027 年 3 月 31 日以前の手形に限ります）。なお、電子記録債権サービス（でんさい）による割引は、引き続きご利用頂けます。

4. 取立受付を終了いたします

【最終受付日】2027 年 3 月 30 日（火）

支払期日が 2027 年 3 月 31 日（水）以前の手形につきましては、2027 年 3 月 30 日（火）まで受付いたします。

※振出日が 2026 年 9 月 30 日（水）以前のものに限りです。

※2024 年 8 月 30 日（金）をもちまして、2027 年 4 月 1 日（木）以降を支払期日とする手形の取立受付を終了いたしました。

5. 当座預金新規口座開設の申込受付を終了いたしました

2025 年 9 月 30 日（火）をもちまして、当座預金新規口座開設の申込受付を終了いたしました。なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用頂けます。

6. 払戻請求書による当座預金（一般当座）からの払戻受付を開始いたしました

2025 年 10 月 1 日（水）より、小切手によるお支払いのほか、当金庫所定の払戻請求書による払戻しの取扱いを開始いたしました。普通預金払戻請求書と兼用になりますので、日付、口座番号、お届けの署名鑑（社判及び届出印）、支払金額をご記入の上、口座開設店へご提出ください（小切手によるお支払いと同様に、口座開設店での受付に限らせて頂きます。また、正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります）。

7. 手形・小切手用紙の発行及び記名判印刷サービスの新規申込受付を終了いたしました

2026 年 3 月 31 日（火）をもちまして、手形・小切手用紙及び当金庫振出小切手の発行及び記名判印刷サービスの新規申込受付を終了いたしましたので電子的決済サービスへの移行をご検討ください。なお、手形・小切手用紙の買戻し（返金）は行いません。

8. 「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応スケジュール

【手形・小切手を振り出されるお客さま】

	2025 年度	2026 年度	2027 年度以降
発行	2026 年 3 月 31 日まで	2026 年 4 月 1 日以降は不可	
振出	最終振出期限：2026 年 9 月 30 日		2026 年 10 月 1 日以降は不可

【手形・小切手をお受け取りになるお客さま】

		2025 年度	2026 年度	2027 年度以降
入金 ・ 振込	支払地：他行	2026 年 9 月 30 日まで可		2026 年 10 月 1 日以降は不可
	支払地：当金庫	2027 年 3 月 30 日まで可（振出日が 2026 年 9 月 30 日以前のもの）		2027 年 3 月 31 日以降は不可
取立		2027 年 3 月 30 日まで可 （振出日が 2026 年 9 月 30 日以前、かつ支払期日が 2027 年 3 月 31 日以前のもの）		2027 年 3 月 31 日以降は不可
手形割引		最終実行日：2026 年 9 月 30 日 （支払期日が 2027 年 3 月 31 日以前の手形）		2026 年 10 月 1 日以降は不可

9. 手形・小切手の主な代替サービス（電子的決済サービス）のご案内

代替サービス	サービス内容	アクセス
<小切手の主な代替サービス> かわしん ビジネス web (インターネットバンキング)	インターネットを通じて、資金移動（振込）、口座情報の照会等が可能なサービスです。	https://www.kawashin.co.jp/houjin/business/service1.html 
<手形の主な代替サービス> かわしん でんさいサービス (電子記録債権サービス)	インターネットを通じて、電子記録債権の記録を行い、安全・簡易・迅速に支払や譲渡等が可能なサービスです。	https://www.kawashin.co.jp/houjin/densai/ 

※事業費の資金決済方法について、上記電子的決済サービスのご利用を、ご検討ください。

【ご相談・お問い合わせ先】詳しくは、当金庫お取引店舗までお問合せください。



<https://www.kawashin.co.jp/>

【表示有効期限】2027 年 3 月 31 日